（別記）

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。この難局を乗り越えるには、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

２０２０年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,013 円、奈良県では 838 円、最も低い７県では 792 円に過ぎない。毎日８時間働いても年収 120 万円から 150 万円である。これでは、最低賃金法第９条第３項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。若い労働者の都市部への流失が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。若者１人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも 22 万円から 24 万円（税込み）の収入が必要である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD 諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

よって、御所市議会は、下記項目の早期実現を強く求める。

記

1．政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金 1,500 円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和３年３月 25 日

奈良県御所市議会